

鹿 児 島 県 公 報

平成25年11月29日（金）第2962号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 2
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産振興課取扱い) 2
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（3件） (水産振興課取扱い) 2
- 土地改良区の役員の就退任の届出 (農地整備課取扱い) 3
- 県営土地改良事業の計画の決定 (農地整備課取扱い) 4
- 都市計画臨港地区の変更 (都市計画課取扱い) 4

公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（2件） (商工政策課取扱い) 4
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 5

告 示

鹿児島県告示第1193号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成25年11月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスさつま苑	伊佐市大口針持1613番地43	有限会社さつま福祉会	伊佐市大口針持1235番地8	左近充 諭	平成25年11月1日	通所介護
デイサービスセンターゆめいろ	日置市伊集院町下谷口字西ノ久保2168	株式会社鹿児島ホスピタリティサービス	鹿児島市小松原二丁目12番12号	平川 幸弘	平成25年11月15日	通所介護
かきの木	曾於郡大崎町假宿355番地18	株式会社r.e.f	曾於郡大崎町假宿355番地18	有村 洋幸	平成25年11月15日	通所介護

鹿児島県告示第1194号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成25年11月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
居宅介護支援事業所敬和の郷	南九州市知覧町 郡8892-36	社会福祉法人敬和会	南九州市知覧町 郡9047-1	松久保秀徳	平成25年 11月1日	居宅介護 支援

鹿児島県告示第1195号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成25年11月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスさつま苑	伊佐市大口針持 1613番地43	有限会社さつま福祉会	伊佐市大口針持 1235番地8	左近充 諭	平成25年 11月1日	介護予防 通所介護
デイサービスセンターゆめいろ	日置市伊集院町 下谷口字西ノ久 保2168	株式会社鹿児島 ホスピタリティ サービス	鹿児島市小松原 二丁目12番12号	平川 幸弘	平成25年 11月15日	介護予防 通所介護
かきの木	曾於郡大崎町假 宿355番地18	株式会社r.e.f	曾於郡大崎町假 宿355番地18	有村 洋幸	平成25年 11月15日	介護予防 通所介護

鹿児島県告示第1196号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年11月29日から同年12月13日まで種子島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年11月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
西之表市国上843番地101 中村勝義
西之表市東町87番地 松本浩次
熊毛郡中種子町坂井5600番地2 今田博志
- 2 加入区
種子島加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
種子島漁業協同組合

鹿児島県告示第1197号

いちき串木野市大里2963番地 川畑秀実及びいちき串木野市湊町一丁目275番地 上原利昭からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成25年11月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 いちき串木野市湊町、大里及び川上区域（市来町漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主としてさし網漁業を営む漁業又は主としてごち網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第1198号

いちき串木野市大里3060番地1 浜田米苞及びいちき串木野市大里3048番地4 古川秀夫からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成25年11月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 いちき串木野市湊町，大里及び川上区域（市来町漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主としてはえ縄漁業を営む漁業又は主として一本釣り漁業を営む漁業

鹿児島県告示第1199号

いちき串木野市湊町22番地 有限会社大久保水産代表取締役大久保匡敏及びいちき串木野市大里2968番地3 有限会社川畑水産代表取締役川畑信秀からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成25年11月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 いちき串木野市湊町，大里及び川上区域（市来町漁業協同組合の地区）
- 2 区分 合計総トン数10トン以上20トン未満の2隻の漁船により船びき網を使用して行う漁業

鹿児島県告示第1200号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により，大隅町笠木原土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年11月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 就任した役員の氏名及び住所
理事 永野 勝也 曾於市大隅町中之内4628番地
理事 幸田 義仁 曾於市大隅町中之内4686番地2
理事 山下 数弘 曾於市大隅町中之内4938番地3
理事 春田 儀一 曾於市大隅町中之内5647番地5
理事 鮫島 正和 曾於市大隅町中之内7876番地2
理事 坂口 繁 曾於市大隅町中之内5573番地
理事 稲留 達巳 曾於市大隅町中之内7205番地
理事 坂口 幸夫 曾於市大隅町中之内6961番地4
理事 山口 時春 曾於市大隅町岩川2214番地
理事 山之内 逸 曾於市末吉町二之方5144番地1
監事 笠木 信明 曾於市大隅町中之内4881番地
監事 渡辺 忠夫 曾於市大隅町中之内7513番地
(任期 平成25年9月15日から平成29年9月14日まで)
- 2 退任した役員の氏名及び住所
理事 吉永 留夫 曾於市大隅町中之内4558番地
理事 柴田 正樹 曾於市大隅町中之内4691番地2
理事 春田 儀一 曾於市大隅町中之内5647番地5
理事 山下 数弘 曾於市大隅町中之内4938番地3
理事 藤田 進 曾於市大隅町中之内5685番地2
理事 岩永 庄八 曾於市大隅町中之内5575番地2

理事 稲留 達巳 曾於市大隅町中之内7205番地
理事 坂口 幸夫 曾於市大隅町中之内6961番地 4
理事 山口 時春 曾於市大隅町岩川2214番地
理事 山之内 逸 曾於市末吉町二之方5144番地 1
監事 笠木 信明 曾於市大隅町中之内4881番地
監事 渡辺 忠夫 曾於市大隅町中之内7513番地

鹿児島県告示第1201号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農地防災（湛水防除）（農業用排水施設整備）江内地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年11月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年12月2日から平成26年1月6日まで
- 3 縦覧場所
出水市高尾野支所農林水産整備課

鹿児島県告示第1202号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により，次の都市計画を変更した。

なお，当該都市計画の図書を，同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により，鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成25年11月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 志布志都市計画臨港地区
 - (2) 名称 志布志港臨港地区
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
志布志市大字志布志町志布志字若浜の一部
追加した部分
志布志市大字志布志町安楽字汐掛の一部

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により霧島市長から次のとおり意見を聴取したので，当該意見を平成25年11月29日から1月間，鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成25年11月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ霧島剣之宇都店
霧島市国分剣之宇都町9番3 外10筆

- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成25年7月5日

3 意見の概要

- (1) 霧島市景観条例に定める規模に該当する建築物の新築であるため、工事着手の30日前までに、景観法及び霧島市景観条例に基づく届出が必要である。
- (2) 土砂災害警戒区域（土石流）である。
- (3) 騒音、振動その他公害防止関係法令を遵守し、周辺地域の自然環境を損ねることがないように十分留意するとともに、周辺住民等から苦情相談が寄せられた場合は、責任を持って対処すること。
なお、店舗及び乗入車両の照明・騒音等、24時間営業が周辺地域に与えると予想される環境の変化については、事前に周辺住民に十分説明を行い、営業開始後も十分留意の上対応すること。
- (4) 工事途中において遺跡・遺物等が出土した場合は、現状を変更することなく速やかに教育委員会に連絡すること。
- (5) 給水条例第6条に基づき別途協議とする。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成25年11月29日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成25年11月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー騎射場店
鹿児島市下荒田三丁目39番10 外5筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成25年7月5日

3 意見の概要

- (1) 開閉店時刻の変更に伴う駐車場の利用時間帯及び荷さばき施設の利用時間帯の変更にあたっては、来店者をはじめ周辺地域の交通安全対策に万全を期すとともに、防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。
- (2) 騒音規制法に基づく特定施設を有する事業所であることから、規制基準を遵守すること。

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年11月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

指宿市東方字田口田10838番1, 10838番3, 10838番5, 10839番1及び10839番3

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
株式会社コスモス薬品
代表取締役 宇野正晃